

応募要領

令和8年度東海農政局災害状況調査業務の契約候補者への登録を希望する者の応募について、次のように定める。

第1 目的

本公募は、国営土地改良事業により造成された農業用施設（以下「国営造成施設」という。）及び調査要請のあった農地・農業用施設（農地については、地震、地すべりに限る。）に対して大規模な災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合及び突発事故が発生した場合において、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するため、地山の変状等を継続的に監視する等の災害状況調査業務について、契約候補者を予め選定しておくことにより、災害等発生時に契約を迅速に締結するための体制整備を図るものである。

第2 業務内容等

1 業務名 令和8年度東海農政局災害状況調査業務

2 業務内容

国営造成施設及び調査要請のあった農地・農業用施設（農地については、地震、地すべりに限る。）に対して大規模な災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合及び突発事故が発生した場合において、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するため、地山の変状等を継続的に監視する等の災害状況調査を実施する。

(1) 災害状況調査業務

想定される災害状況調査は次のとおり。

- ① 地盤の変位観測（伸縮計や孔内傾斜計等の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）
- ② 被災箇所の規模等の簡易測定（GPS測量器械等を活用した被災箇所の規模測定や位置特定）
- ③ 貯水施設の水位観測（水位計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）
- ④ 用水路の流量観測（流量計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）
- ⑤ 地下水位・湧水量観測（水位計・流量計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）
- ⑥ 降水量観測（雨量計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）
- ⑦ コンクリート構造物のひび割れ観測（ひび割れ変位計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）
- ⑧ 施設監視（遠隔操作可能な監視カメラの設置・撤去、録画、保守）
- ⑨ その他緊急を要する調査

第3 応募資格

次に掲げる1から7の全ての条件を満たしていること。

1 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

2 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- 3 東海農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている者のうち、「測量・建設コンサルタント等」（A等級からC等級）の認定を受けていること。
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。
- 4 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、上記3の再確認を受けた者を除く。
- 5 次に掲げる(1)及び(2)に適合する者とする。
- (1) 災害状況調査業務（第2の2の(1)の①～⑧）に関する同種業務のいずれかの実績を有し、かつ業務目的の達成に必要な組織及び人員を有している者。
- (2) 東海農政局管内に本店、支店又は営業所を有し、次表に示す地域で緊急的な災害状況調査の対応が可能であり、契約締結後、直ちに現地に入り作業が可能なこと。なお、対応可能な範囲内で複数の地域を選定できる。

表 「災害状況調査業務対応可能地域」

岐阜県全域	愛知県全域	三重県全域
-------	-------	-------

- 6 東海農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けていないこと。
- 7 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

第4 書類の作成・提出

契約候補者への登録を希望する者は、次の資料を作成・提出すること。

- (1) 参加表明書（別記様式1）
- (2) 技術資料（別記様式2）
- (3) 提出場所
第7の「応募・照会等窓口」に郵送（書留郵便に限る）又は電子メールにより提出すること。
- (4) 提出期限
令和8年2月27日（金）17時00分まで
- (5) 提出にあたっての留意事項
- ① 参加表明書等は、「(4) 提出期限」内に東海農政局に到着したものを有効とする。
 - ② 電子メールで提出の場合は、受領確認のメールを送信するので確認されたい。
 - ③ 提出された書類は原則として、変更又は取消しを行うことはできない。
 - ④ 提出された書類は提出者に無断で使用しない。
 - ⑤ 書類の作成及び提出に係る経費の支払いは行わない。
 - ⑥ 提出された書類は、返却しない。

第5 契約候補者の選定

- (1) 提出された技術資料の内容について、「令和8年度 東海農政局災害状況調査業務の契約候補者の選定要領」(別紙1)に基づき審査・選定を行い、地域別に契約候補者を決定する。なお、契約候補者の有効期限は、令和9年3月末までとする。
- (2) 契約候補者が決定したときは、参加表明書及び技術資料を提出した者全員に通知する。(別記様式3)

第6 その他

1. 災害状況調査業務の契約に当たっては、災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合ごとに、本公募により契約候補者として選定された者の中から、会計法第29条の3第4項を適用して随意契約をする。なお、見積依頼時に指名停止を受けている者とは契約は行わない。また、見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
2. 令和8年度東海農政局災害状況調査業務の契約候補者については、対応可能地域の関係機関に周知する。

第7 応募・照会等窓口

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

東海農政局 農村振興部 防災課 課長補佐、災害対策室長、災害査定官
及び災害係長

TEL 052-223-4640

Mail tokaibousaika@maff.go.jp

(別紙1)

令和8年度東海農政局災害状況調査業務の契約候補者の選定要領

令和8年度東海農政局災害状況調査業務に係る契約候補者への登録を希望する者の選定は次により行う。

なお、契約候補者の選定は、対応可能地域ごとに実施するものとする。

1. 技術資料の評価方法

「令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格」の認定の有無及び事務所の所在地を確認するとともに、以下の採点基準に基づき①地盤関係②水文関係③構造物関係別に採点を行う。

評価項目	評価事項	点数	配点(最大)	
1 企業の経験及び能力	平成27年度から令和6年度(過去10年間)の同種業務の実績 ① 同種業務1件当たり5点(最大15点)	最大15点 ① 5/件	15	
2 実施体制	担当者数及び経験能力 担当者及び担当者の平成27年度から令和6年度(過去10年間)の同種業務の実績 ① 担当者数は、1人当たり1.0点(最大8点) ② 同種業務は、1件当たり1.0点(最大8点)	最大16点 ①1.0/人 ②1.0/件	26	
	観測機器所有台数(自社持ち)	最大10点		
	① 地盤関係	変位観測機器(伸縮計・傾斜計・ひずみ計等) 簡易測定機器(GPS測量機・光波測儀等) (1)上記の機器を10台以上所有		10
		(2)上記の機器を9台以下所有(所有台数=点数)		0~9
	② 水文関係	水位観測機器(圧力式水位計・地下水水位計等) 流量観測機器(超音波流量計・面速式流量計等) 降水量観測機器(転倒ます雨量計等) (1)上記の機器を10台以上所有		10
		(2)上記の機器を9台以下所有(所有台数=点数)		0~9
	③ 構造物関係	コンクリート観測機器(ひび割れ変位計・マイクロメーター・鉄筋探査機・シュミットハンマー等) (1)上記の機器を10台以上所有		10
(2)上記の機器を9台以下所有(所有台数=点数)		0~9		
3 地域貢献活動等	令和4年度から令和6年度(過去3年間)の実績 ① あり	5	5	
合 計			46	

(注) (1) 企業の経験及び能力は、最大3件までの業務実績を評価する。

(2) 実施体制の担当者数及び経験能力は、対応可能な担当者数及びその担当者の同種業務の実績は最大8人/8件まで評価する。

(3) 評価事項で、企業の経験及び能力、実施体制の担当者数及び経験能力、観測機器所有台数のいずれかが0点の場合は、緊急対応に支障が生ずることから契約候補者の対象としない。

(4) 観測機器については、仕様及び保有台数が確認できる写真を添付すること。

- (5) 地域貢献活動の評価に関する留意事項は、次の2による。また、活動実績を証明する資料、写真等を添付すること。
- (6) 提出資料はA4サイズにて提出すること（縮小可）。

2. 評価基準に関する留意事項

(1) 企業の地域貢献活動に関して、対象となる活動については、以下による。

1) 対象とする地域貢献活動

東海農政局管内における農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対し企業としての継続的な支援実績

対象とする具体的活動内容は、評価基準に示している下記の活動で企業が開催、共催又は協賛等により参画したものとする。

① 農地・農業用水等の資源保全活動

地域で行われる水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道の道普請などの共同活動に企業が社員を参加させるなど、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動。

② 造成施設の保全管理活動

水路やため池などの農業水利施設を施工した企業が、供用中の施設について大雨や地震後に土地改良区等の施設管理者と見回りを行い、構造物の目地詰め、遮水シートの補修、倒木の緊急処理等の適切な処理を行うなど、造成施設の健全な保全管理に寄与する活動。

③ 農村環境保全活動

ア 生態系に配慮した施設の設計・施工を行った企業が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング、フォローアップを行うなど、農村環境の保全に寄与する活動。

イ 地域が行う水路法面へのグランドカバープランツ等の植栽活動等に企業が社員を参加させ、農村景観の形成・保全に寄与する活動。

④ 住民参加型直営施工活動

住民参加型直営施工により、管理用道路の安全施設や簡易な舗装、石積水路の施工などをする場合に、施工方法や事故防止等について技術指導をしたり、必要に応じ資機材の提供を行ったりするなど、直営施工を支援する活動。

⑤ 耕作放棄地解消活動

市町村が策定する耕作放棄地解消計画に位置付けられた耕作放棄地を解消するための活動に企業が社員を参加させる。または、資機材の提供を行う活動。

⑥ 農村地域防災活動

ア 溢水のおそれのある水路の天端に土のうを積んだり、災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置したりする等、農村地域の防災活動に企業として寄与する活動。

イ 企業の社員が、施設の防災点検や災害発生時の応急対策の指導、地方公共団体が行う災害復旧業務への技術的支援を行うなど、地域の防災・災害復旧にかかる応援活動。

ウ 渇水時に、揚水ポンプを土地改良区と調整しながら必要な箇所に提供・設置するなど、地域の干ばつ被害の軽減に寄与する活動。

⑦ その他農村地域の振興に寄与する活動

上記①から⑥の活動のほか、農業の有する食料を安定的に供給する機能及び多面的機能を十全に発揮させ、農村地域の振興に資するため、地方公共団体やNPO等の団

体が行う活動に対して、当該企業が相当程度貢献したと認められる活動。

2) 企業活動の認定方法

① 企業の貢献内容の証明

企業の貢献内容の認定するためには、地域貢献活動に対し企業としての具体的な関わりの証明が必要である。

このため、次のような企業としての支援内容を確認できる書類・写真等の提出を求めることとする。なお、社員の活動への参加実績については、主催者の参加証明等により確認することとする。

② 認定に当たっての留意事項

地域貢献活動の実績は、より地域に密着した地域貢献活動を推進するため、過去3年間における継続的な活動実績を対象とする。

ア 過去3年間における継続的な活動実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2ヶ年以上にわたり継続的に実施していることとし、活動地域及び内容が異なる場合であっても認めるものとする。

イ 国営事業（務）所の工事受注者等で構成される「安全対策協議会（仮称）」で実施された地域貢献活動は評価の対象としない。

ウ 企業が社員を参加させた活動実績を評価の対象とし、個人が単独で参加した活動実績については、企業活動として認めない。

エ 上記1)の①～⑦は無償のものを評価の対象とする。

(別記様式1)

参 加 表 明 書

件名 令和8年度東海農政局災害状況調査業務

標記業務の契約候補者への登録に参加したいので、技術資料を添えて提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和8年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所

企業名

代表者名

(別記様式2)

技 術 資 料

1 認定を受けている事業

別紙「資格認定通知書」の写しのとおり。

2 事務所等の所在地及び調査業務対応可能地域

東海農政局管内における本店、支店又は、営業所の所在地及び調査業務対応可能地域は、次のとおり。

(1)所在地 ○○県○○市○○町○○番地

(2)調査業務対応可能地域 ○○県全域 (又は東海農政局管内全域)
○○県全域

3 企業の経験及び能力 (同種業務の実績)

業務分類			
業務名			
契約金額			
履行期限	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
発注者	住所		
	電話		
	機関名		
業務概要			
業務の特徴			

(注)1 同種業務の実績は、①地盤の変位観測 (伸縮計や孔内傾斜計等の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析)、②被災箇所規模等の簡易測定 (GPS 測量器械等を活用した被災箇所規模測定や位置特定)、③貯水施設の水位観測 (水位計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析)、④用水路の流量観測 (流量計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析)、⑤地下水位・湧水量観測 (水位計・流量計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析)、⑥降水量観測 (雨量計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析)、⑦コンクリート構造物のひび割れ観測 (ひび割れ変位計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析) ⑧施設監視 (遠隔操作可能な監視カメラの設置・撤去、録画、保守) 等の業務をいう。なお、同種業務の内容がわかるものの契約書等の写しを添付すること。

2 実績は、平成27年度から令和6年度 (過去10年間) のものとする。

3 実績が複数ある場合は、最大3件まで記載する。

4 実施体制

(1) 対応可能な担当者数及び経験能力（同種業務の実績）

番号	予定者名	所属・役職	資格・部門	平成27年度から令和6年度（過去10年間）の同種業務の実績
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

- (注) 1 同種業務の実績は、①地盤の変位観測（伸縮計や孔内傾斜計等の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）、②被災箇所規模等の簡易測定（GPS 測量器械等を活用した被災箇所規模測定や位置特定）、③貯水施設の水位観測（水位計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）、④用水路の流量観測（流量計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）、⑤地下水位・湧水量観測（水位計・流量計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）、⑥降水量観測（雨量計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）、⑦コンクリート構造物のひび割れ観測（ひび割れ変位計の設置・保守・撤去、計測データの収集整理・解析）⑧施設監視（遠隔操作可能な監視カメラの設置・撤去、録画、保守）等の業務をいう。なお、担当者として携わったことがわかる資料の写しを添付すること。
- 2 担当者数及び経験能力は、対応可能な担当者を最大8人記載するとともに、その担当者に同種業務の実績があれば1件記載する。

(2) 観測機器所有台数

		評価事項	
		観測機器	所有台数
① 地盤関係	変位観測機器	伸縮計	台
		傾斜計	台
		ひずみ計	台
	簡易測定機器	GPS測量機	台
		光波測儀	台
その他機器名	()	台	
		計	台
② 水文関係	水位観測機器	圧力式水位計	台
		地下水用圧力計	台
	流量観測機器	超音波流量計	台
		面速式流量計	台
	降水量観測機器	転倒ます雨量計	台
その他機器名	()	台	
		計	台
③ 構造物関係	コンクリート観測機器	ひび割れ変位計	台
		マイクロメーター	
		鉄筋探査機	
		シュミットハンマー	
	その他機器名	()	台
		計	台

(注) 1 観測機器については、仕様及び所有台数が確認できる写真を添付すること。

- 2 その他機器名には、自社で所有し災害時に必要と思われる観測機器を記入すること。
- 5 地域貢献活動
証明書の添付（A4 サイズで提出）。
- 6 連絡先（緊急連絡に使用予定）
担当部署名・担当者名・電話番号(固定及び携帯)・FAX番号・E-mail アドレス